

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 埼玉県三郷市早稲田二丁目13番地3

氏 名 木幡興業 株式会社
代表取締役 木幡 亨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 平成30年 8月13日

許可の有効年月日 令和 7年 6月30日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）
- (2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、廃油（※）以上4種類
- (3) 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類
廃油（※）以上1種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面別記1のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
施設等の所在地
埼玉県吉川市大字中井字小松川55番2、56番1、56番2 以上3筆
(面積1,713.71m²)に限る。
保管施設の概要は裏面別記2のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2.に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指 令 番 号	変 更 内 容
平成5年 7月 1日	指令東環第484号	新規許可
平成22年 9月 9日	指令産廃第736号	変更許可（「積替え保管を含む」への変更）
平成24年 3月 9日	指令産廃第1325号	変更許可（「取り扱える」1種類の追加）
平成30年 8月13日	指令越環第465号	更新許可（優良認定）
令和 3年 4月20日	—	変更届（代表者）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

別記1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は取り扱うことができるもの、「●」は積替え保管できるもの、「-」は扱うことができないものを示す。)

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	鉛さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有機燐化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
砒素又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シアノ化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	-	-	-	-	●	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	-	-	-	-	●	-	-	-	-
ジクロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 2-ジクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 1, 1-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 1, 2-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 3-ジクロロプロパン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チオペンカルブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セレン又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 4-ジオキサン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ダイオキシン類	-	-	-	-	-	-	-	-	-

別記2

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むものに限る。）以上1種類	0. 9 m ²	1. 0 m (屋内)	0. 4 m ³ (0. 2 m ³ クローズドラム缶×2個)

(以下余白)